

定 款

マテリアルグループ株式会社

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、マテリアルグループ株式会社と称し、英文では、Material Group Inc.と表示する。

第2条 (目的)

1. 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 広報の企画及び実施
- (2) イベント、講演会、セミナー等の企画及び実施
- (3) 広告代理事業
- (4) 宣伝広告事業
- (5) テレビ番組、映画、演劇等の企画及び制作
- (6) 印刷物・電子書籍等の企画、編集及び制作
- (7) インターネットのウェブサイト・ウェブコンテンツ及びホームページの企画、制作、販売、運営、管理及び保守
- (8) タレント・アーティスト等のマネージメント業
- (9) ITツールの開発、販売及び運用サポート
- (10) インターネットに関する技術開発事業
- (11) データを利用したマーケティング支援事業
- (12) パブリックリレーションズ戦略・広報戦略・IR戦略・マーケティング戦略・危機管理対策・販売促進活動・ブランディング・採用活動及び経営等に関する支援及び代行
- (13) イーコマース関連事業の企画、立案及び制作
- (14) 企業の資本調達及び資本提携・事業提携に関する支援事業
- (15) 経理・税務・給与計算・労務管理その他の事務処理に関する業務
- (16) 経営指導及び社員教育に関する業務
- (17) コンピューターシステムの開発、売買、運用及び保守管理
- (18) 各種商品開発及び物品の販売
- (19) 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
- (20) 有料職業紹介事業
- (21) 有価証券の保有、売買及びその他の投資業
- (22) コミュニティの導入支援、企画、運営及び管理
- (23) 知的財産権（実用新案権、特許権、著作権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理及び売買
- (24) 各種情報収集・提供サービス業
- (25) インターネット等のネットワークを利用した電子決済業及び課金業

- (26) 電子決済システムの企画、開発、運用、管理及び保守並びにそれらの代行
- (27) 前各号に関するコンサルティング業務
- (28) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯又は関連する事業を営むことができる。

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関の設置)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、3,930万株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

第13条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、15名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第18条（取締役の選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第19条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 増員により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は1名とし、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会の決議により選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名、その他の役付取締役若干名を選定することができる。

第21条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第23条（取締役会の決議方法）

1. 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第27条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第28条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第29条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第30条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令又はこの定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第31条（会計監査人の選任方法）

会計監査人を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第32条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第33条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第34条（会計監査人の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計算

第35条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年間とする。

第36条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第37条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第38条（配当金の除斥期間）

1. 配当金（中間配当金を含む。）がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 配当金には利息を付けない。

以上

附 則

附則（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、2022年4月28日付株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

附則（電子提供措置等の効力発生日）

第16条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後削除する。

● 定款変更年月日

2014年7月31日	作成
2015年11月1日	一部変更
2018年11月29日	一部変更
2019年2月27日	一部変更
2019年11月28日	一部変更
2020年2月25日	一部変更
2021年2月22日	一部変更
2021年11月26日	一部変更
2022年4月28日	一部変更
2022年11月17日	一部変更
2023年4月14日	一部変更